

各高等学校等の長 殿

独立行政法人 日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
感染症危険情報レベル「レベル 2」又は「レベル 3」の国・地域への生徒の派遣について

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」（以下、「本制度」という。）は、留学計画の要件として、留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画（募集要項「6.（2）⑥」参照）であることとしておりましたが、令和 3 年 6 月 15 日付け文科高第 333 号「日本人学生の海外留学について（通知）」を踏まえ、外務省の感染症危険情報レベル「レベル 2」又は「レベル 3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」の国・地域に派遣する生徒についても、下記にて、奨学金等の支給を認めることとします。詳細の手続き等については、6 月末頃を目途に各高等学校等へ連絡することとします。

記

1. 対象者

- ・ 高校生コース第 7 期においてアカデミック（ロング）分野で採択された生徒

2. 対象時期・期間

（1）対象となる留学計画開始時期及び期間

- ① 留学計画が令和 3 年 8 月 1 日以降に開始されるものであること
- ② 留学期間は連続した 9 か月以上であること

※ 当初より支給予定であった奨学金等の総額に増額はありません。

（2）対象国・地域

新型コロナウイルス感染症の事由により、感染症危険情報レベル「レベル 2」又は「レベル 3」となっている国・地域

【留意点】

- ・ 上記取扱いを踏まえ、外務省の感染症危険情報レベル「レベル 2」又は「レベル 3」の国・地域への渡航を希望する場合は、各高等学校等において、事前に別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル 2 以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」の内容を各派遣留学生全員に周知し、理解させてください。
- ・ 留学計画の内容によっては、再審査を伴う「変更申請」が必要となることがあります（採択時の申請内容と比較し、留学計画全体の質の担保について、内容の審査を実施します）。詳細の事務手続きについては、6 月末頃を目途に各高等学校等へ連絡します。
- ・ 上記に関わらず、特にインド、パキスタン及びネパールへの短期渡航、とりわけ日本への再入国

又は帰国を前提とする短期渡航については、当分の間、中止するよう強く要請されていますので、これらの国への渡航は控えてください。これらの国々の状況は日々変化するため、最新情報を確認してください。

なお、本通知は、新型コロナウイルス感染症の影響下における感染症危険情報レベル「レベル2」又は「レベル3」の国・地域への生徒派遣について推奨するものではありません。本手続きを行う場合は、現状況で留学することへの危険性について理解し、安全面や危機管理について、十分検討した上で、手続きいただきますようお願いいたします。また、渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入の徹底など、生徒の安全確保に万全を期してください。

【関連ホームページ】

(文部科学省：令和3年6月15日付け3文科高第333号「日本人の海外留学について（周知）」)

https://www.mext.go.jp/content/20210616-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(文部科学省：留学中・留学予定の日本人学生の皆さんへ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

以上

<本件に関するお問い合わせ>

トビタテ！留学 JAPAN 受付センター

【メール】 tobitate@centerye.org

【電話】 0570-090-700

【対応時間】 平日 9：30～17：30

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル 2 以上に 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後取るべき行動について把握している。
- (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
例：
 - ・相談できる機関
 - ・検査できる機関
 - ・受け入れ可能な医療機関
 - ・滞在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (8) 留学先機関等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (9) 留学先機関等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (11) 今後、留学先国・地域において(再)流行した際取るべき対応をシミュレーションしている。
- (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
- (13) 感染症危険情報レベル 2 以上(レベル 4 を除く。)での渡航において奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知した。